公　　告

令和５年１０月１２日

防衛省航空自衛隊春日基地
西部航空警戒管制団司令
（公印省略）

防衛省航空自衛隊春日基地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

１　応募資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

２　設置方法
国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

３　設置場所
航空自衛隊春日基地　北　地　区　福岡県春日市原町３－１－１
南　地　区　福岡県春日市春日公園６－２
飛行場地区　福岡県福岡市博多区大字東平尾１０２４

４　設置期間
令和６年４月１日（月）から令和７年３月３１日（月）の期間内とする。

５　募集要項の配布
(1)　期　間　令和５年１０月１６日（月）から同年１０月２７日（金）まで
（午前９時から午後５時まで）
(2)　場　所　航空自衛隊春日基地　基地業務群業務隊厚生班事務室
※　航空自衛隊春日基地のホームページからダウンロードできます。

６　その他
細部事項は募集要項による。

７　問い合わせ先
〒816-0804　福岡県春日市原町３－１－１　航空自衛隊春日基地
西部航空警戒管制団　基地業務群業務隊厚生班　石井（イシイ）
TEL０９２－５８１－４０３１（内線２８７２・２８７３）

春日基地における展示即売店委託業者募集要項

１　趣旨

航空自衛隊春日基地において、展示即売店の設置及び経営を委託する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

２　応募資格

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

（２）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員及び（３）から（６）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

（８）本要領に掲げる事項のほか、別添１「仕様書」、別添２「国有財産使用許可書」に定める条項を遵守できる者であること。

３　設置する施設の名称及び所在地

（１）航空自衛隊春日基地　北　地　区　福岡県春日市原町 3-1-1

（２）航空自衛隊春日基地　南　地　区　福岡県春日市春日公園 6-2

（３）航空自衛隊春日基地　飛行場地区　福岡県福岡市博多区大字東平尾 1024

４　設置期間等

（１）設置期間

令和６年４月１日（月）～令和７年３月３１日（月）

出店は上記期間内で、各業者の希望を基に日程調整を実施する。

（２）設置日数

設置日数については、原則、各業者の希望する設置日数とする。

ただし、中途による設置日数変更は不可（設置日の変更は協議次第可）のため、各業者は設置日数の検討を行うこと。

（３）設置時間（基準）

平日午前９時～午後５時までの間のうち、各業者が希望する任意の時間帯とする。ただし、正午から午後１時までの間については、営業を行うものとする。それ以外の時間帯については別途協議する。

（４）設置制限等

以下に該当する場合については、設置制限又は時間及び場所の変更等が生じることがある。

ア　行事等がある場合

イ　複数の業者が同日に出店を希望する場合

ウ　設置日に複数の設置場所にて販売を実施する場合

エ　その他、官側で指示した場合

5　設置条件

（１）設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく、行政財産の使用許可による。

（２）設置区画（基準）

１区画：４㎡（２ｍ×２ｍ）（屋内）又は８㎡（２m×４m）（屋外）

（３）その他

別添１「仕様書」のとおり。

6　公募説明会（募集要項、仕様書等説明会）

参加を希望する業者は、令和５年１０月２７日（金）午後５時（必着）までに展示即売会公募説明会参加申込書（別紙様式１）に業者名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで手交又は郵送にて申し込むこと。本説明会に参加されない業者の方は、公募への参加を認めない。ただし、令和５年度春日基地展示即売会参加業者については、本説明会の参加を省略することができるものとする。

（１）日　時　令和５年１１月２日（木）午後２時３０分～（午後２時から入門受付を開始し、入門受付した後、１０分前までに入室すること。なお、午後２時前の入門はできない。）

（２）場　所　航空自衛隊春日基地隊員食堂

（３）携行品　身分証明書（顔写真付き）、募集要項

（４）提出先　〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-1
西部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班　石井（イシイ）

7　応募手続き等

（１）申請書等の提出

下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに手交又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

申請書類提出後は、企画内容の変更を禁止する。ただし、官側から新たな条件を付与して提案を求めた場合を除く。

ア　提出書類

（ア）申請書１部（別紙様式２）

（イ）企画提案書１部（別紙様式３）

以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a　主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式４）

b　出店希望届出書（別紙様式５）

c　クレーム・要望等があった場合の対応

d　その他のアピールポイント

（ウ）企画提案書付属書類各１部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格Ａ列４番）

（エ）その他関係書類各１部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a　業務確約書（別紙様式６）

b　戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）

c　営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

d　財務諸表（個人：直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書）（法人：直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

e　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その３の２法人：その３の３）（＊発行後３ヶ月以内のもの）

f　会社概要（任意様式、パンフレット可）

g　印鑑証明書（＊発行後３ヶ月以内のもの）

h　都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i　誓約書（別紙様式７）

j　役員名簿（別紙様式８）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをもってｂ、ｃ、及びｄに定める書類に代えることができる。

イ　提出先

〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-1

航空自衛隊春日基地　西部航空警戒管制団

基地業務群業務隊厚生班　石井（イシイ）

電話０９２－５８１－４０３１（内線２８７２、２８７３）

ウ　提出期間

令和５年１１月６日（月）から令和５年１１月１７日（金）

午前９時から午後５時まで（ただし、午後１時～２時を除く。）

（２）提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

（３）失格事項

ア　提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合

イ　提出書類等が募集要項で必須とした事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
エ　選考関係職員に個別に接触し有利を得ようとした場合
オ　審査の公平性を損なう行為があったと認められる場合
カ　その他、違反と認められた場合

８　選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

なお、必要に応じて、企画説明を求める場合があるが、その日程等については別途該当業者に連絡する。

９　業者決定

（１）決定業者の発表日時及び掲示場所

日時：令和５年１２月６日（水）【基準】
場所：基地掲示板、基地ホームページ
また、決定業者については個別連絡を実施する。

（２）決定業者に対する説明会の日時及び場所

日時：令和５年１２月８日（金）午後２時３０分～
場所：航空自衛隊春日基地隊員食堂

10　業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、提出書類を提出期限までに持参すること。

（１）提出書類

国有財産使用許可申請書等（別途通知）

（２）提出先

西部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班　石井（イシイ）

（３）提出期限

令和５年１２月１１日（月）～同年１２月２２日（金）
午前９時から午後５時まで（ただし、午後１時～２時を除く。）

別紙様式１

展示即売会公募説明会参加申込書

１　日　時：令和５年１１月２日（木）午後２時３０分～
（午後２時から入門受付を開始し、入門受付後、１０分前までに入門手続きを済ませ、着席してください。なお、午後２時前には入門できません。）
２　場　所：航空自衛隊春日基地隊員食堂
３　携行品：身分証明書（顔写真付き）、募集要領
※　なお、事前に参加申込書を提出していない業者及び説明会当日に遅刻又は欠席した場合は、いかなる理由があっても本説明会への参加を認めません。ただし、令和５年度春日基地展示即売会出店業者については、本説明会の参加を省略することができるものとします。

フリガナ	
業者名	

参加者（担当者）

フリガナ	
氏名	
生年月日	
現住所	
携帯電話番号	
メール	
参加の有無（令和５年度春日基地展示即売会参入業者のみ記入）	参加・参加省略（該当する一方について「○」で囲ってください。）

説明会当日、基地に乗入する車両がある場合については、記入してください。

車番	
車種／色	

※　参加者は１名のみとします。
※　展示即売会公募説明会参加申込書の提出方法
提出先窓口又は郵送で提出
（令和５年１０月２７日（金）午後５時必着）
提出先：航空自衛隊春日基地基地業務群業務隊厚生班　石井（イシイ）
※　提出後、参加者等が変更になる場合は、速やかに連絡してください。
※　令和５年度春日基地展示即売会出店業者であって、本説明会の出席を省略したい業者についても当該参加申込書の提出をお願いします。

別紙様式２

申請書

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊
　西部航空警戒管制団司令　殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人・個人
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

　航空自衛隊春日基地において、展示即売店を設置し、経営を行うことを希望するので申請します。
　なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

取り扱う品目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

別紙様式３

企画提案書

会社名：

ア　主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式４）
イ　出店希望届出書（別紙様式５）
ウ　過去３年間の法令遵守状況
エ　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（２００字以内）
オ　省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（２００字以内）
カ　衛生管理方法（２００字以内）

キ　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（２００字以内）
ク　防衛省における営業方針（２００字以内）
ケ　会社概要 （１）本社所在地 （２）設立年月日 （３）資本金 （４）社員数 （５）店舗数 （６）売上高 （７）電子決済の導入状況
コ　その他アピールポイント（２００字以内）

別紙様式４

主な販売予定商品・販売価格表

フリガナ 業者名	

No.	メーカー	商品名	商品の種類	販売価格 (円/税込)	市場価格 (円/税込)

※行は適宜追加し、主な販売予定商品すべてについて記入してください。

別紙様式５

出店希望届出書

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出店日時に関する 希　望　事　項	

（出店日時に関する希望があれば記入してください。）

月	出店日数	出店希望日	希望出店場所	出店時間	備考
４					
５					
６					
７					
８					
９					
１０					
１１					
１２					
１					
２					
３					
計					

（※決定後、本届出書を基に日程調整等を実施しますので、確実に記入してください。）

別紙様式６

業務確約書

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊
　西部航空警戒管制団司令　殿

「航空自衛隊春日基地における展示即売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人・個人
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

別紙様式７

誓　約　書

□　私
□　当社
は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の処置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所又はその他にこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

（１）貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（＊１）、政治活動標ぼうゴロ（＊２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

＊１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

＊２　政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管
　国有財産部局長
　　九州防衛局長　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

別紙様式８

令和　　年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又は氏名				
所　在　地				
役　職　名	（フリガナ） 氏　名	生年月日	性別	住　所

仕様書

１　業務件名

航空自衛隊春日基地における展示即売店の設置及び経営

２　業務内容

展示即売店の設置及び経営に関する業務

３　相手方の決定

本業務を行う者は、航空自衛隊春日基地における基地業務担当部隊等の長たる西部航空警戒管制団司令（以下「甲」という。）が決定する。

４　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、国有財産の使用許可を得なければならない。
(2)　国有財産使用許可は、九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
(3)　次の各号に該当する場合は、許可を取消し又は変更する場合がある。
　ア　国が財産を使用するとき。
　イ　国有財産の使用許可を受けた者（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
(4)　使用許可期間が満了したとき、又は前項により許可が取消された場合は、丙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
　また、この場合、丙は国に対して一切の補償を請求することはできない。

５　丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること。
(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3)　国有財産使用許可証の使用許可条件を遵守できること。
(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

６　国有財産使用料

１区画あたりの国有財産使用料は、九州防衛局が算定した国有財産使用料に消費税を加えた額とし、支払条件は九州防衛局の示すところによる。

国有財産使用料は、毎年見直しを実施されており、令和６年度の国有財産使用料は、九州防衛局の示すところによる。

（注）参考　令和５年度国有財産使用料　年額　１２，３７７円／㎡【屋内】
　　年額　３１，７５５円／㎡【屋外】

７　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

８　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。また、甲の業務を代行するがごとき誤解を与えてはならない。

9　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　丙は、本業務に従事する者の人事管理及びこれらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

10　衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定義される感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないものとし、甲に対して速やかに報告すること。

11　情報保全の遵守

(1)　丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）本業務に関して知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に、見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示し、或いは第三者の知り得る状態においてはならない。

(2)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

12　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

13　業務解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、３ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持、保持に要した費用等を請求することはできない。

14　業務仕様

(1)　丙は、自らの提出した申請資料に基づき、業務を適正に履行することとし、その内容について甲の了解なく変更してはならない。

(2)　本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　店舗の設置及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。また、当該作業にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

(4)　電気、水道等附帯設備の使用は、原則として甲は提供しない。

(5)　丙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。

(6)　違法又は公序良俗に反する等、基地内での取扱いが不適切な品目の取扱いを禁止する。また、担当職員から不適切な品目として取扱い中止を指示された場合はこれに従うものとする。
(7)　営業許可を要する品目を取り扱う場合は、営業許可を取得したことを担当者に報告した後、販売を開始すること。
(8)　丙は、販売商品の瑕疵について連絡を受けた際は即時に対応すること。
(9)　丙は、店舗周辺の清掃、衛生管理について一切の責任を負うものとすること。
(10)　丙は、各月の売上実績（別添「売上月計表」）を翌月１０日までに、また会計年度における収支状況（別添「収支計算表」）を翌年度５月末日までに担当職員に提出すること。
(11)　丙は、担当職員に本業務の従事者に係る履歴書等の書類提出を求められた場合、速やかに提出しなければならない。
(12)　丙は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に現に属する者を本業務に従事させてはならない。
(13)　本仕様書に定めのない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

防官会第○○○○号
令和○年○月○○日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

○○県○○市○○番地○
株式会社○○○○
代表取締役　○○　○○　殿

防衛省大臣官房会計課長　○○　○○

令和○年○月○日付けをもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項及び第１９条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内とする。なお、許可又は裁決の日から１年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）
第１条　使用を許可する物件は、次のとおりである。
口 座 名
所　　在
区　　分　○○
数　　量　○○○○㎡
使用部分　別図のとおり
（指定用途）
第２条　使用を許可された者は、前記の物件を○○○○○の用に供しなければならない。

（使用許可期間）
第３条　使用を許可する期間は、令和○年○月○○日から令和○年○月○○日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了２月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。
（使用料）
第４条　使用料は○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○,○○○円）とする。
２　前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。
（使用料の納付）
第５条　前条第１項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。
（使用料の改定）
第６条　部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。
（延滞金）
第７条　指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第２項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
２　前項の遅延金利率は遅延起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和３２年大蔵省告示第８号）に定める率とする。
（物件保全義務等）
第８条　使用を許可した物件は、国有財産法第１８条第６項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
（使用上の制限）
第９条　使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。
２　使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
３　使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
（使用許可の取消し）
第10条　部局長は、次の各号の１に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

（１）　使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
（２）　使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（３）　使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（４）　使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（５）　使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（６）　使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業のように供するため必要が生じたときは、国有財産法第２４条第１項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

３　部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　使用を許可された者は、部局長が第１項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条　部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

２　使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条　使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

売　上　月　計　表

令和　　年　　月　　日

西警団基地業務群
　　業務隊厚生班長　殿

事業者名　　住所

氏名

令和　　年　　月分

出　　店　　日	売　上　金　額（円）	摘　　要

※前月分を毎月１０日までに提出してください。
　毎月の売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

収　支　計　算　書

令和　　年　　月　　日

西警団基地業務群
　　業務隊厚生班長　殿

事業者名　　住所

氏名

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日　　（単位:円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額

※会計年度分を翌年５月末日までに提出してください。